

建設業者の皆さんへ

－入札・契約制度の改正について－

入札・契約制度について、次のとおり改正いたします。

1. 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の改正について

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準を、下記のとおりとします。

改正後	現 行
直接工事費の 95% (ただし土木工事、 舗装工事以外は上記の 95% 90.25%)	直接工事費の 95% (ただし土木工事、 舗装工事以外は上記の 90% 85.5%)
共通仮設費の 90%	共通仮設費の 90%
現場管理費の 70%	現場管理費の 60%
一般管理費の 30%	一般管理費の 30%
～ の合計	～ の合計

2. 適用時期

平成 21 年 6 月 23 日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用。